

## 三次市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

三次市のふるさと納税制度の運用に関する業務委託を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名称 三次市ふるさと納税推進業務
- (2) 業務内容 「三次市ふるさと納税推進業務委託仕様書（別紙1）」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで  
※契約締結日から令和6年9月30日までは準備期間とし、その間の支払いは発生しないものとする。

### 3 業務委託料

ふるさと納税による寄附金額に対する単価契約とし、委託料の上限は寄附金額の8%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。なお、返礼品調達費用・配送費用、三次市が契約している寄附受付サイト（ポータルサイト）の手数料及びクレジットカード等決済手数料を含めないものとする。

### 4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三次市の競争入札参加資格者名簿（業種：役務の提供）に登載されていること。  
※三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、次の添付書類を提出し、事務局で審査し、認められた者であること。

提出書類	備考
納税証明書	国税：国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3の2」「その3の3」のいずれかによる納税証明書又はその写し 市税：三次市に納税義務がある場合、市税について滞納がないことを証する書面（原本） ※直近3か月以内のもの

登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	※直近3か月以内のもの
財務諸表	最新決算年度の①から④の書類すべての写し ①「貸借対照表」，②「損益計算書」，③「株主資本等変動計算書」，④「注記表」

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (5) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 法人税，所得税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (7) その他，市長が必要と認める事項。

## 5 募集について

- (1) 担当課（書類提出及び問い合わせ先）

三次市経営企画部秘書広報課広報プロモーション係

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話 0824-62-6396 F A X 0824-62-6223

E-mail [hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp)

- (2) 実施要領等の配布

三次市ホームページからダウンロードすること（個別配布は行わない。）。

## 6 選考スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始	令和6年 5月24日（金）
質問受付期限	令和6年 5月30日（木）
質問回答日	令和6年 6月 4日（火）※随時
参加意向申出書提出期限	令和6年 6月 6日（木）

参加意向申出書確認通知	令和6年 6月 7日 (金)
企画提案書提出期限	令和6年 6月20日 (木)
書類審査	令和6年 6月21日 (金) ~ 7月4日 (木)
審査に係るヒアリング (質問状送付)	令和6年 6月27日 (木) 予定
質問状回答期限	令和6年 7月 2日 (火)
プロポーザル審査委員会	令和6年 7月 5日 (金) 予定
受託候補者選考結果通知	令和6年 7月10日 (水) 予定
契約締結	令和6年 7月中旬
運用開始	令和6年10月 1日 (火) 予定

## 7 実施要領に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問書の提出

質問は、質問書（様式第1号）により、電子メールで担当課へ提出することとし、電子メール以外（電話やFAX等）での質問は受け付けない。提出にあたっては、質問書が担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

### (2) 質問の受付期間

令和6年5月24日（金）から5月30日（木）午後5時まで（必着）

### (3) 質問に対する回答

本プロポーザル参加資格を有する者からの質問については、令和6年6月4日（火）までに、三次市ホームページにおいて随時回答する。ただし、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるもの、質問者の具体の提案内容に密接に係るものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

## 8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。なお、共同事業体で参加する場合は、イからオの書類は全ての構成員分を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式第2号）

イ 会社等の概要がわかる資料（パンフレット等任意様式）

ウ 納税証明書

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し

オ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，注記表）の写し

カ 共同事業体協定書の写し ※共同事業体で参加する場合

※ウからオの書類の詳細は，「4 参加資格要件(1)」を参照すること。

※三次市の競争入札参加資格の認定を受けている場合は，ウからオの書類の提出は不要。

(2) 提出期間

令和6年5月24日（金）から6月6日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

「5(1)担当課」へ郵送又は持参とする。

※郵送は，一般書留，簡易書留，レターパック等，追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。

※持参による受付は，土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は，プロポーザル参加辞退届（様式第3号）に記入のうえ，電子メールで担当課へ提出すること。

9 参加意向申出書の確認通知

令和6年6月7日（金）までに，参加資格審査結果通知書により，参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10 説明会について

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

11 企画提案書等の提出

参加意向申出書を提出し，このプロポーザルに参加する者は，次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類及び様式

ア 提案書（様式第4号）

イ 企画提案書（本文）

本実施要領のほか，仕様書及び「三次市ふるさと納税推進業務プロポーザル採点基準（別紙2）」（以下「採点基準」という。）を参考に提案

すること。

- ・ A4判30枚以内（縦横不問）とする。図表などはA3判も可能とするが、A4判2枚とみなす。
- ・ 表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。
- ・ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- ・ 提案者が特定できる標記やマーク等は記入しないこと。

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 参考見積書（A4縦 任意様式）

- ・ 見積は寄附金額1億円に対する経費とし、単価（寄附金額に対する割合）を明記すること。
- ・ 寄附受付サイト（ポータルサイト）等の運営に要するシステム管理経費をはじめ、本業務遂行に必要な全ての経費を含む（見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。）。
- ・ 返礼品代及び返礼品の送料は見積に含まないこと。ただし、送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、別途積算方法等を示すこと。
- ・ 通常のふるさと納税の運用とふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングの運用で見積が異なる場合は、それぞれの見積を提示すること。
- ・ 積算に当たり、後述「16 寄附実績」及び「17 令和6年度の予定寄附件数及び金額」を参考とすること。
- ・ 市長が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

オ 業務実績調書（様式第6号）

カ 業務スケジュール（A4縦横不問 任意様式）

仕様書を踏まえ、本業務履行期間内の具体的なスケジュールを記載すること。また、本業務の進め方、進行管理、遅延対策等を示すこと。

(2) 提出部数

PDF形式の電子データ1部（提出書類一式を提出、押印不要）

※提出書類すべてを一つにまとめず、各々のPDFファイルを作成すること。

(3) 提出方法

「5(1)担当課」宛てに、電子メール又は三次市が指定するファイル転送ツール（三次市ファイル便）で送付すること。

※ファイル転送ツール（三次市ファイル便）の使用を希望する場合は、事前に担当課に申し出ること。

※電子データの容量が8MB以上になる場合は、ファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用すること。

(4) 提出先

「5(1)担当課」に同じ

(5) 提出期限

令和6年6月20日（木）午後5時必着

1.2 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等について、市が設置する「三次市ふるさと納税推進業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」で審査を行う。審査は原則書類審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

(1) 書類審査の実施

ア 実施期間

令和6年6月21日（金）から7月4日（木）まで

イ 実施方法

提出された1.1(1)イからカの資料について、採点基準に基づき、審査委員会委員による書類審査を行う。

ウ 審査に係るヒアリング（質問状の送付）

審査期間内に、企画提案書等の内容について確認を要する場合は、令和6年6月27日（木）までに、該当の企画提案書提出者に対し、電子メールにより質問状を送付する。

エ 質問状に対する回答の提出

1.2(1)ウの質問状を受理した企画提案書提出者は、令和6年7月2日（火）までに任意の様式により電子メールで回答するものとする。

(2) プロポーザル審査委員会の開催

ア 開催日

令和6年7月5日（金）

イ 開催内容

1.2(1)の書類審査を踏まえ、各審査委員会委員が採点基準に基づいて採点し、評価点の合計が高い順に、本業務の受託候補者1者、次点委託候補者1者を特定する。

※最高得点者が複数いる場合には、審査委員会の決するところによる。

※評価点の合計が6割に満たない場合は、受託候補者にならない。

※提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として特定する。

※審査委員会は、非公開とする。

ウ 受託候補者選考結果通知

令和6年7月10日（水）頃に、企画提案書提出者全員に対し、電子メールにより通知する。

(3) 選考結果の公表

選考結果については、三次市ホームページに掲載する。ただし、選考にかかる経過については、一切公表しない。

1.3 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加意向申出書を提出した後、提出期限内に企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (5) 3の業務委託料の上限を超過した参考見積書を提出した場合

1.4 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、仕様書の内容を確定した後に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結するものとする。なお、受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格要件に該当すると認められた場合は、次点者を相手方として契約交渉を行うものとする。

1.5 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の提出は、1者につき1申請とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、委託業者の企画提案書及び審査結果の平均点数を公表するものとする。
- (6) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、三次市ホームページに掲載し公表することとする。
- (7) 参加意向申出書の提出者が1者の場合は、審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。

- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化，その他不可抗力等により，事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合，参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

#### 1.6 寄附実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄附件数（件）	5, 235	6, 009	5, 223
寄附金額（千円）	76, 267	90, 490	82, 685

#### 1.7 令和6年度の予定寄附件数及び金額

寄附件数：7, 600件

寄附金額：120, 000千円

※見込みであり，保証するものではない。